

## 行政事業レビューシート

( 総 務 省 )

予算事業名	緊急消防援助隊活動費負担金に必要な経費	事業開始年度	平成16年度			作成責任者
担当部局庁	消防庁	担当課室	応急対策室			室長 西浦 敬
会計区分	一般会計	上位政策	国民の生命・健康・生活を守る行政の推進 (消防防災体制等の整備)			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消防組織法第44条第5項、第49条第1項 緊急消防援助隊に関する政令第5条	関係する計画、 通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国内で発生した大規模災害の発生に際して、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊が、活動に要した費用を国が負担する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東海地震等の大規模災害や毒性物質発散等の特殊災害発生に際し、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要した経費について、国が緊急消防援助隊活動費負担金として交付する。					
実施状況	消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動したことがないため、未実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	26	26	26	10	10
	執行額	0	0	0		
	執行率	0.0%	0.0%	0.0%		
	総事業費(執行ベース)	0	0	0		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出実績なし。				
	見直しの余地	消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要した経費については、消防組織法及び緊急消防援助隊に関する政令の規定に基づき、国がその経費を負担することとされている。				
予算監視の所見率化	現行または見直し案どおり					
補記						

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

## 消防庁

0百万円

- ・ 隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、及び旅費等
- ・ 施設に係る修繕料、役務費等
- ・ 燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費



A

## 地方公共団体

0百万円

※消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の出動がなかったため支出なし。

### 【参考】

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模災害やNBC災害等の特殊災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示できることとされている。(消防組織法第44条第5項)

